

平成30年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和元年7月現在
単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 ^{※1}	平成30年4月12日	0.79
千歳 ^{※1}	平成30年6月5日	2.7
江戸川 ^{※1}	平成30年8月21日	0.62
墨田 ^{※1}	平成30年7月20日	0.13
北 ^{※1}	平成30年6月25日	0.15
新江東 ^{※1}	平成30年6月25日	0.24
港 ^{※1}	平成30年8月28日	2.4
豊島 ^{※1}	平成30年8月23日	0.33
渋谷 ^{※1}	測定なし ^{※2}	-
中央 ^{※1}	平成30年9月20日	0.30
板橋	平成30年6月1日	0.17
多摩川	平成30年4月3日	0.69
足立	平成30年7月31日	0.40
品川	平成30年5月9日	0.42
葛飾	平成30年8月6日	0.59
世田谷	平成30年7月13日	0.81
大田	平成30年6月12日	0.63
練馬	平成30年7月3日	0.23
杉並	平成30年7月5日	0.19
中防灰溶融施設	平成30年5月17日	0.55

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、^{※1}は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ^{※2}は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。